

「EARTH SHIP PARTNER ANAN SUPREME」登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて幅広い分野において取り組む企業等を「EARTH SHIP PARTNER ANAN SUPREME」として登録し、官民協働で持続可能な社会づくりを実現するとともに、地域や企業等のブランディング、地域経済の活性化につなげていくことを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「企業等」とは、阿南市内に事業所があり事業活動を行う企業及び団体並びに個人をいう。

（登録要件）

第3条 「EARTH SHIP PARTNER ANAN SUPREME」の登録要件は、「EARTH SHIP PARTNER ANAN」登録制度実施要領第5条に基づき登録された企業等のうち、ISO14000、ISO14001、ISO14005、エコアクション21のいずれかを認証取得し、かつ、別表1に掲げる事業活動及び社会貢献活動（以下「実践活動」という。）に対して、一定基準の取り組みを行う企業等とする。

（申請）

第4条 登録を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、EARTH SHIP PARTNER ANAN SUPREME登録申請書（様式第1号）及び登録審査確認書（以下「登録申請書等」という。）を市長に提出するものとする。

（登録）

第5条 市長は、前条に基づく登録申請書等を受理したときは、

その内容を審査し、適当と認める場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 市長は、前項による登録を行ったときは、申請者に、EARTH SHIP PARTNER ANAN SUPREME登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する申請者については登録しないこととし、当該申請者に通知するものとする。

(1) 第3条の登録要件を満たさないとき。

(2) 制度の主旨に照らして登録するのにふさわしくないとき。

（変更の届出）

第6条 前条の規定により登録を受けた申請者（以下「登録企業等」という。）は、申請の内容に変更があった場合は、速やかに登録事項変更届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取下げ）

第7条 登録企業等は、第3条の登録要件を満たすことができなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録企業等が第5条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は前条により登録辞退の届け出を受理したときは、当該登録を取り消し、その旨を当該登録企業等に通知するものとする。

（周知・広報）

第9条 市長は、登録企業等が取り組む実践活動の内容を「阿南SUP TOWN PROJECT」のホームページ等に掲載し、広く周知を図ることができるものとする。

2 登録企業等は、市長が別に定める「EARTH SHIP PARTNER ANAN SUPREME」のロゴマーク

を広告等に使用できるものとする。

(阿南市版ふるさと納税との関連)

第10条 登録企業等は、阿南市版ふるさと納税制度の運用に際し、返礼品調達事業者として登録することができることとし、返礼品率は寄付金額に対して30パーセントを上限とする。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、企画部ふるさと未来課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。